

パスポート申請窓口が変わります

旅券事務の権限委譲により、**平成 23 年 4 月 1 日から**、長島町に住民登録をされているかたは、長島町の窓口でパスポートの申請、受け取りができるようになります。

これに伴い、原則、県のパスポート窓口は利用できなくなりますので、ご注意ください。

○申請場所 役場町民福祉課
指江庁舎総合管理課

○申請時間 午前 8 時 30 分
～午後 5 時 15 分

※ただし、町民福祉課の午後 3 時以降、指江庁舎総合管理課正午以降の申請分は翌日扱いとなります。

○受領場所および時間

町民福祉課のみ

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◆申請から交付までの所要日数

10 日間（土・日・振替休日および年末・年始休暇中の期間を除く）

◆申請に必要な書類

- 一般旅券発給申請書 1 通（町民福祉課、総合管理課に備えてあります）
- 戸籍謄〔抄〕本 1 通（発行日から 6 カ月以内）
- 写真〔縦 4.5 ㍉×横 3.5 ㍉〕1 枚
- 前回取得した旅券（旅券の更新の場合に必要）
- 住民票 1 通（長島町へ住民登録している人は省略）

	有効期限	申請時の年齢	収入印紙（郵便局で購入）	鹿児島県収入証紙（役場で購入）	合 計
一般旅券 手数料	10 年	20 歳以上	14,000 円分	2,000 円分	16,000 円分
	5 年	12 歳以上	9,000 円分	2,000 円分	11,000 円分
		12 歳未満	4,000 円分	2,000 円分	6,000 円分



◎問い合わせ先

町民福祉課住民係

☎ 86-1111（内線 1114、1115）

3 月・4 月異動の多い時期

土曜・日曜日の 転入と転出手続きができます

本町では、異動の多い 3 月末から 4 月初めの土曜日・日曜日に窓口を開き、転入・転出・転居などに関する届出を受け付けます。

手続きには、印鑑、身分を証明するもの（運転免許証など）が必要です。



◆開庁期日

3 月 26 日（土）、27 日（日）

4 月 2 日（土）、3 日（日）

◆開庁時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◆受付業務

転入・転出・転居に関する届出、各種証明書発行など

◎問い合わせ先

☎ 86-1111

町民福祉課住民係（内線 1114、1115）

総合管理課町民係（内線 2115、2116）